の項において「申請等の行為」という。）で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後においては、この政令の施行の日において新たに当該行政事務を行うこととなる者（以下この項において「新事務執行者」という。）のした処分等の行為又は新事務執行者に対して行った申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

文部科学大臣　馳　浩
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

建設業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百十九号

建設業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年六月一日とする。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

建設業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百二十号

建設業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の五第二項各号を次のように改める。

一　建設機械施工　次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者

イ　学科試験　当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者

ロ　実地試験　次のいずれかに該当する者

(1)　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。(2)及び次号ロ(1)において同じ。）又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2)　学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(3)　受検しようとする種別に関し六年以上の実務経験を有する者

(4)　建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する四年以上の実務経験を含む八年以上の実務経験を有する者

(5)　国土交通大臣が(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

二　土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理　次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者

イ　学科試験　当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者

ロ　実地試験　次のいずれかに該当する者

(1)　学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種別。(2)において同じ。）に関し三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2)　受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者

(3)　国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

第二十七条の七の表二級の技術検定の学科試験に合格した者の項の下欄を次のように改める。

種目（建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする二級の技術検定（検定種目その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間内に行われるものに限る。）の学科試験の全部

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第二十七条の七の表二級の技術検定の学科試験に合格した者の項の規定は、この政令の施行の日以後に二級の技術検定の学科試験に合格した者について適用し、同日前に二級の技術検定の学科試験に合格した者については、なお従前の例による。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三